

アーバンスポーツエキシビション企画および運営等業務委託 仕様書

1 件名

アーバンスポーツエキシビション企画および運営等業務委託

2 趣旨

名古屋スポーツコミッション(以下、「コミッション」とする。)の基本理念「スポーツの力を活かして名古屋の魅力を高める」の実現のため、新ジャンルのスポーツの普及・周知として、アーバンスポーツについて、大会やイベントを通じた魅力の発信に取り組むところである。

アーバンスポーツの魅力を発信するとともに、若い世代のスポーツ機運醸成を図り、本市をさらに活性化させていくべく、アーバンスポーツイベントの企画及び運営を行うもの。

3 事業目的とターゲット

参加者や通行人に、アーバンスポーツへの興味・関心を持たせ、アーバンスポーツを「みる」・「する」に繋げる。

ターゲットは基本的にアーバンスポーツ支持層である若年層とするが、子どもから高齢者まで幅広い年齢層が楽しめるものを目指す。

4 アーバンスポーツエキシビションの概要

(1) 日程

令和6年11月4日(月・祝)

※会場確保予約の関係上、日程は固定。

(2) 会場

オアシス 21 銀河の広場(多目的スペース)

久屋大通公園 メディアヒロバ

※会場使用料はコミッションが負担する。但し、久屋大通公園 メディアヒロバの Hisaya Central Vision の使用料は含まない。

(3) 内容

アーバンスポーツのデモンストレーション・競技大会・体験会を実施

(4) 設営撤去

設営：令和6年11月3日(日)および4日(月・祝)

※オアシス 21 銀河の広場は令和6年11月3日(日)18:00より使用可能、久屋大通公園 メディアヒロバは令和6年11月3日(日)終日使用可能。コミッションと協議した上で日時を決定する。

撤去：11月4日(月・祝) 22:00までに完了すること。

なお、会場における必要な機材(競技用セクション、観覧席、音響設備等)については受託者にて準備し、その費用も受託者負担とする。作業にあたっては、オアシス 21 および久屋大通公園が公開しているイベント利用マニュアルを遵守すること。

5 契約期間

契約締結日から令和6年12月6日(金)まで

6 業務内容

本企画の実施に向けて、以下の内容を実施すること。

- イベントの企画
- 出演者等の手配
- 「体験会」記念品の調達
- 案内チラシの作成・配付
- 設営・運営・撤去
- 保険加入・救護体制の確保
- 協賛の獲得
- テレビ塔・久屋大通公園等の観光資源を活用した集客企画
- 報告書の作成

(1) イベントの企画

アーバンスポーツの「デモンストレーション」「競技大会」「体験会」の3形式を企画すること。

○ 採用種目について

本イベントではアーバンスポーツ2種目以上を採用すること。上記3形式がそれぞれ別種目であることが望ましい。アーバンスポーツを広く振興することが目的であるため、1種目に限定することは避けること。また採用する種目については、第20回アジア競技大会採用予定のうち1種目以上含むこと。

○ 競技大会について

順位を競う各種アーバンスポーツの大会を行うこと。なお、既存の大会の誘致に限らず、本イベント独自の基準による順位付けを行うものでも構わない。

○ 会場について

オアシス 21 銀河の広場をメイン会場とし、久屋大通公園 メディアヒロバをサテライト会場とする。メイン会場では「デモンストレーション」「競技大会」「体験会」を実施すること。サテライト会場ではメイン会場と関連性を持たせた企画を行い、メイン会場へ誘客を促すよう努め

ること。

(2) 出演者等の手配

「デモンストレーション」「競技大会」「体験会」それぞれにつき、アーバンスポーツ競技種目で活躍する競技者から出演者を手配すること。

- 「デモンストレーション」については、司会も手配すること。
- 「競技大会」については、司会・採点者・解説者も手配すること。

(3) 「体験会」記念品の調達

来場促進のため、「体験会」参加者向けの記念品を調達すること。なお、調達に係る費用については受託者にて負担すること。新たに作成しても構わない。スポーツコミッションロゴなど必要な素材はコミッションから提供する。デザインはコミッションと協議すること。

数量：100 個以上

(4) 案内チラシの作成・配付

本イベントの開催案内チラシを作成すること。掲載内容はコミッションと協議すること。

- 掲載内容
 - ・ イベント開催日時・場所・内容
 - ・ 「体験会」の参加方法
 - ・ 本イベント採用種目の体験場所を案内するウェブサイト(コミッション公式サイト)の紹介
- 部数
15,000 部
- 配送
コミッションが指定する梱包部数に梱包し、指定する約 100 箇所へ配送すること
- 納期 令和 6 年 10 月 1 日(火)

(5) 設営・運営・撤去

「(1) イベントの企画」で作成した内容に基づき、本イベント開催にかかる設営・運営・撤去を行うこと。

- 必要となるスタッフを手配すること。
- 設置物は、建築に関する各種法例上違法でないものであることとし、安全性について十分考慮すること。
- 設営・撤去等の際には、作業員への事故防止等について十分に考慮すること。

○ 必要に応じ受付の設置を行うこと。

(6) 保険加入・救護体制の確保

イベントの開催にあたり、出演者・関係者および来場者を対象とし、規模・内容に適合するイベント保険に加入すること。

また、急病人やけが人が発生した場合に備え、救護所を設置するとともに、救護をするための人員配置を行うこと。

(7) 協賛の獲得

本委託業務の内容の充実を図るため、受託者が、企業等から 3,000,000 円以上の本事業への協賛(副賞や機材提供を含む)を募り活用すること。なお、獲得した協賛金は、事業終了後、速やかにコミッションに入金の上、実績を報告すること。

- 広告等を掲載する場合は、その内容をコミッションと協議のうえ、承認を得ること。
- 協賛獲得にあたっては、名古屋市広告掲載要綱(別添)の第 4 条に準じること。
- 協賛社の選定や協賛先への訪問等について、コミッションと協議すること。
- 協賛企業・金額等の実績を取りまとめコミッションに報告すること。
- 受託者とは別に、コミッションも協賛を募ることがある。

(8) テレビ塔・久屋大通公園等の観光資源を活用した集客企画

会場はオアシス 21 だが、人流が多く SNS 映えのするテレビ塔や久屋大通公園を活用した企画をコミッションに提案し、各種調整のうえ実施すること。会場確保の調整についてコミッションが助言や補助を行うが、企画に係る費用は受託者が負担すること。

(例：テレビ塔下のスペースでの本大会出場者によるパフォーマンス、大会優勝者によるテレビ塔水盤前での記念撮影と SNS 発信、など)

(9) 報告書の作成

イベント終了後、報告書を以下のとおり作成し提出すること。

○ 内容

- ・ 来場者数
- ・ 「デモンストレーション」「競技大会」「体験会」参加者数
- ・ 「競技大会」の結果
- ・ 「コミッション公式サイト」アクセス数比較(必要な情報はコミッションから提供する)

- ・ SNS 上での本イベントの投稿数
 - ・ 協賛実績
 - ・ その他コミッションと協議の上必要となった項目
- 期限
令和6年12月6日(金)
 - 形式
電子データ(A4紙8~10枚程度)

7 事業費

- ・ 企画提案については、12,500,000円以上の規模で見積もること。
- ・ コミッションの実質費用負担は9,500,000円(消費税額及び地方消費税額込み)とし、それに協賛金の獲得予定額を加えたものを、企画提案時に総額として見積もること。
- ・ 獲得した協賛金は、事業終了後、速やかにコミッションに入金の上、実績を報告すること。
- ・ 支払については、事業終了後、受託者が得た協賛金の金額に、9,500,000円(消費税額及び地方消費税額込み)を加えたものを支払う。
- ・ 受託者が提案時に見積もった協賛金の獲得予定額に、実績が満たない場合においても、当初提案した企画提案内容については遵守すること。

8 作成物に関する権利の帰属

- (1) 本委託業務における成果物(チラシ、報告書等)については、素材等を含めて、委託者であるコミッションに帰属するものとし、コミッションの承認を得ずに使用したり、他に貸与しないこと。
- (2) 本委託業務の履行に伴い発生する成果物内において使用される素材等について、著作権その他の権利等に関して第三者からの何らかの申し出がなされた場合は、すべて受託者の責任において対処すること。
- (3) 成果物の完成データ(Adobe illustrator または InDesign データ・PDF データおよび jpeg データ)を電子データにて提出すること。

9 その他

- (1) 業務の遂行にあたっては、コミッションの指揮監督によるものとし、コミッションと十分に調整を図り、コミッションの了承のもとで業務の遂行にあたること。
- (2) 受託者は、本業務の履行に関して、社会通念上、市民から信用を失墜するような行為を行ってはならない。
- (3) 本業務の遂行にあたって疑義が生じた場合は、コミッションと十分協議して決定すること。

- (4) 本仕様に定めのないことは、コミッションと協議の上決定すること。
- (5) 下請等が必要な場合については、コミッションと協議すること。
- (6) 本業務を遂行する上で必要な一切の経費は、受託者が負担すること。
- (7) 受託者は本業務の遂行にあたり知りえた情報について、本業務の履行の目的以外に使用してはならない。またコミッションの許可を得ることなく第三者に漏洩してはならない。
- (8) 個人情報の取り扱いについては、特に注意すること。
- (9) 受託者は、本業務を遂行するにあたり、別紙「情報取扱注意項目」を遵守しなければならない。本業務を再委託する場合において、再委託に関するすべての責任は受託者が負わなければならない。
- (10) 受託者は、本業務を遂行するにあたり、障害のある方に対して、別紙「障害者差別解消に関する特記仕様書」に則った対応を行わなければならない。
- (11) 受託者は、本業務を遂行するにあたり、別紙「妨害又は不当要求に対する届出義務に関する特記事項」を遵守しなければならない。
- (12) 受託者は、本業務を遂行するにあたり、関係法令を遵守すること。